

令和6年度魚津市農林水産業と食の体験モニターツアー実施業務委託  
指名型プロポーザル方式による調達実施要領

1. 主旨

本実施要領は、令和6年度魚津市農林水産業と食の体験モニターツアー実施を業務委託するにあたり、企画提案を求め、当該業務の実施に最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1)業務名

令和6年度魚津市農林水産業と食の体験モニターツアー実施業務

(2)業務内容

別紙「令和6年度魚津市農林水産業と食の体験モニターツアー実施業務仕様書」のとおり

(3)業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(4)選定方法

指名型プロポーザル方式。審査は書類審査のみ。

(5)契約上限額

200,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

※上記金額は、契約時の予定額を示すものではありません。

(6)担当部署及び問い合わせ先

魚津市 産業建設部 農林水産課 業務林政係

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

Tel:0765-23-1036 Fax:0765-23-1053

電子メールアドレス:norinsuisan@city.uzoju.lg.jp

3. 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1)旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条の3第1号の第1種旅行業又は同条第2号の第2種旅行業に登録されている旅行者

(2)魚津市ふるさと寄附返礼品登録申請要項 2 返礼品提供事業者の要件を満たす者

(3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当

しない者

- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者及び、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6)金融機関の取引停止処分がなされていない者
- (7)本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、魚津市物品購入等入札参加資格者選定要綱(平成 16 年1月 22 日魚津市告示第7号)に基づく入札参加資格の取消しを受けていない者
- (8)国税及び地方税の滞納がない者
- (9)役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成 24 年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しない者

#### 4. 選定方法

- (1)本業務の受託者選考にあたっては、魚津市が指定する選定委員が、提出された企画提案書等の書類及び提案価格を公平かつ客観的に評価し、優先交渉権者を選定する。
- (2)選考は書類審査とし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (3)選定委員が、別表「選考評価表」により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。
- (4)各委員の評価点合計が最も高い提案者が2者以上あるときは、「選考評価表」の「提案内容について」の点数が最も高い者を優先交渉権者とし、この合計値の最も高い者が2者以上ある場合は選定委員会で審議の上、優先交渉権者を決定する。
- (5)提案者が1者の場合、当該事業者の企画提案書を審査の上、魚津市が基準とする評価点を上回っている場合は、優先交渉権者として選定する。
- (6)選定結果については、参加者すべてに通知する。
- (7)選定結果は、参加者数並びに優先交渉権者名を公表する。

## 5. スケジュール

| 項目                | 日程(すべて令和6年)            |
|-------------------|------------------------|
| (1)指名通知・実施要領の公表   | 5月2日(木)                |
| (2)質問書の受付期間       | 5月2日(木)～5月15日(水)午後5時必着 |
| (3)質問書の回答(市HPで公表) | 5月17日(金)まで             |
| (4)参加表明書の提出期限     | 5月17日(金)午後5時必着         |
| (5)企画提案書の提出       | 5月27日(月)午後5時必着         |
| (6)書類審査(選定委員会)    | 5月29日(水) (予定)          |
| (7)選定結果通知         | 5月31日(金) (予定)          |
| (8)契約締結及び業務開始(予定) | 6月上旬                   |

※都合によりスケジュールは変更となる場合がある。変更となる場合は参加事業者に連絡する。

## 6. 実施要領に関する質問、回答、公表

- (1)提出期限 5月15日(水) 午後5時 必着
- (2)提出様式 質問書(様式第1号)
- (3)提出方法 2-(6)担当部署の電子メールアドレスへ電子メールで送付。  
電子メール送付後、電話で受信確認を行う事。
- (4)回答日時 令和6年5月17日(金)までに順次回答
- (5)回答方法 質問者名を伏せて本市ホームページで回答。  
※回答の内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 7. 参加表明書の提出、受付

- (1)提出期限 5月17日(金) 午後5時 必着
- (2)提出書類 参加表明書(様式第2号)
- (3)提出方法 2-(6)担当部署の電子メールアドレスへ電子メールで送付。  
電子メール送付後、電話で受信確認を行う事。
- (4)受付通知 参加申込書に記載のメールに受付した旨を通知する。

## 8. 企画提案書の提出

- (1)提出期限 5月27日(月) 午後5時 必着
- (2)提出書類  
次に掲げる書類を1部提出すること。
  - ① 企画提案書鑑(様式第3号)

② 企画提案書(任意様式)

なお、評価の視点については、別表「選考評価表」を参照すること。

A4 版片面 表紙と目次を除き 10 ページ以内。ページ番号を記載。

下記項目は必須とする

- ・ 業務実施体制(業務責任者及び担当者の氏名、役職、担当業務内容を明記)
- ・ 類似業務の実績(業務名、履行期間、発注機関名(未記載可)、概要)
- ・ 企画提案コンセプト、ツアー概要
- ・ 旅行日程表
- ・ 旅行代金見積書(積算内訳書を添付すること)
- ・ 業務実施のスケジュール
- ・ 参加者の申込期限
- ・ 参加者の旅行代金の支払方法
- ・ キャンセルポリシー

③ 本委託業務に対する見積書(消費税及び地方消費税の額を含む)

(3)提出場所 2-(6) 担当部署に同じ。

(4)提出方法 持参、電子メールまたは郵送(郵送の場合は提出期限必着とする)  
電子メール送付の場合は、電話で受信確認を行うこと。

9. 契約に関する条件

(1)契約の交渉と契約

契約交渉の相手方に選定された者と魚津市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。ただし、委託契約候補者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

(2)費用の支払

契約代金の支払いについては、精算払いとする。

10. 失格事項

次に掲げる事項に該当するときは、失格とする。

(1)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(2)本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(3)市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 評価に係る関係者に対して、プロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合(必須の行程となっている体験先や食事先を含む。質問がある場合は、「6. 実施要領に関する質問、回答、公表」の手続きに則って、担当部署へ質問すること。)
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### 11. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については変更できないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、選考を行う際に必要な範囲において複製を行う。選考以外の目的には、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は、魚津市情報公開条例(平成16年3月17日条例第7号)に基づき、情報公開の対象となる。